経済研究
Vol. 51, No. 2, Apr. 2000

世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析[1)]

小椋正立・角田　保

1986年から1995年の間に，わが国の社会保険保険料は大幅に引き上げられ，中でも国民年金の保険料はほとんど2倍，国民健康保険の保険料も4割近く引き上げられた．本論文では，この期間に実施された4回の「国民生活基礎調査」の世帯個票を用いて，この間の給付の改善を伴わない負担の増加が，源泉徴収の対象となっていない世帯の保険料の納付行動にどのような影響を及ぼしたかを分析した．

本論文の分析結果は，源泉徴収の対象となっていない世帯では，社会保険は任意加入に近いものであったため，純収益率益の減少に伴って，かなり広範囲に社会保険からのドロップアウトが発生し，その傾向は若い世代ほど顕著である，という仮説と整合的である．しかし同時に，被用者を対象とした分析結果によれば，源泉徴収制度も，社会保険料の引き上げや，あるいは労働市場の流動化によって，直接，間接に，大きな影響を受けつつあることを示している．

1. はじめに

1986年以来，わが国の高齢化は急速に進展し，公的年金保険と医療保険のための負担は急速に増加した．わが国は高度成長期以後，国民皆年金，皆保険を標榜してきたが，その実がもっとも上がったのは，源泉徴収によって保険料をほとんど完全に徴収してきた被用者についてである．とくに被用者の社会保険料は，給与所得の一定率として設定され，低所得者にもさほど抵抗感がなかったことも，高い徴収率を維持できた理由の一つであろう．

これに対して，源泉徴収を行うことができない自営業やその他の世帯が，賦課される社会保険料をどの程度，忠実に納付してきたかは，必ずしも明らかにされていない．とくにこうした世帯に適用される保険料には定額部分のウェートが大きいので，低所得者には納付が困難である(小椋・千葉 1991)．たとえば，国民年金の保険料は加入者一人についての定額であり，また国民健康保険でも，世帯当たりの定額と加入者一人当たりの定額の保険料が占める割合は，標準方式で全保険料収入の5割とされている．国は，強制加入の対象となるすべての世帯が自発的に加入するよう，低所得者に対しては減免制度を設け，また保険料の水準そのものも，一般財源の投入によって，可能な限り低く抑えてきた．しかしながら，その反面，滞納している世帯から，保険料を強制的に徴収することについては，きわめて消極的であった．

このような強制徴収の違いを考慮すると，被用者とそれ以外の世帯では社会保険の保険料負担額について，根本的な違いが生じている可能性がある．すなわち，被用者世帯では，加入と非加入の選択や，あるいはどれだけ社会保険料を支払うかについての選択は認められていない．これに対して，非源泉徴収世帯では，社会保険に加入するかどうか，また請求された社会保険料のどれだけを納付するか，どちらについてもかなりの自由度が存在してきたからである．

これまで国は，社会保障の実効的な負担の水準やその配分について，制度的な格差が存在することを，公式に認めたことはない．このような制度の違いが，現実にどのていどの社会保障に関する負担の違いとして現れているのか，それをデータに基づいて，実証的に分析することは，今後の社会保障制度のあり方を考える上で，必要な作業であることは明らかである．このよ

うな観点から，この論文の主な目的は，非源泉徴収世帯の社会保険料の納付行動とその変化を世帯の属性と関連づけて分析し，さらにその結果を被用者世帯の負担と比較することである．

分析のために用いるのは，1986年から1995年までの4回の「国民生活基礎調査」(以下，たんに基礎調査と呼ぶ)である．基礎調査は，毎回，25万以上の世帯について，その社会・経済・健康各面に関する詳細な情報を収集した調査であり，世帯をベースとした社会保険料の負担・納付・徴収の分析には，もっとも適したデータセットである．

この論文の構成は次のとおりである．すなわち2で，非源泉徴収世帯における社会保険料の納付の分析を行い，3で被用者世帯の負担とその変化について分析し，4でこの論文の分析の結論を提示する．

2. 非源泉徴収世帯における社会保険料負担と納付の分析

2.1 データ

2.1.1 非源泉徴収世帯標本

今回の分析では，各年の基礎調査の標本世帯中で，世帯主が20歳以上かつ59歳以下で，しかも所得票が得られる世帯に限定し，さらにそこから「国保加入世帯」を選択した．こうして得られた国保加入世帯標本を「非源泉徴収世帯」の標本としたが，ごくわずかの例外を除けばすべての世帯主は国民健康保険の被保険者であり，世帯員にも被用者保険の加入者がいない世帯である．

2.1.2 推定社会保険料

基礎調査の所得票には，世帯が支払った社会保険料の合計額が記録されているが，その内訳や，請求合計金額に関するデータはない．国民年金については，加入者が支払うべき保険料は均一であるから，世帯の加入者の数にその金額を乗じることで，世帯に請求された年金保険料を推計することができる．しかし国民健康保険の保険料は居住市町村ごとにその金額や計算方法が異なる．ここでは次のような手順で，国民健康保険の請求保険料を推計した．

(1)まず，各年のサンプル世帯の居住市町村について，対応する年の「国民健康保険の実態」から，国民健康保険の保険料の賦課方式と，保険料算定ための各種のパラメターを収集した．

(2)次に，基礎調査のサンプル世帯について，世帯の国民健康保険加入者数，保険料賦課の対象となる所得，固定資産税額，住民税額から，居住市町村の調定保険料を推定した．この時，低所得の世帯については各市町村の保険料の軽減制度を，高所得世帯については保険料の限度額制度を，それぞれ考慮した．

(3)最後に，国民年金保険料の推定額と国民健康保険の推定額の両者の和を非源泉徴収世帯の推定社会保険料としたが，低所得世帯については年金保険料も免除されるため，国民健康保険料の軽減措置を受ける世帯は，同時に，年金保険料も免除されると仮定した．

2.1.3 推定社会保険料と社会保険料支払額のかい離

各世帯の推定社会保険料と実際に各世帯が支払った年間社会保険料の散布図を各年について示したのが，図1から図4である．各年について，明らかに推定保険料の近辺に支払保険料が分布していると認められるので，推計はあるていど正確である．この反面，推計が完全であれば，世帯が支払った社会保険料が推定社会保険料を超えることはないと考えられるが，実際には各年ともかなりの世帯が推定社会保険料を上回る金額を支払っている．とくにこのかい離が数倍にも達するケースを分析すると，その理由は，基礎調査に記載されている世帯所得が過小であるため，健康保険料の算定には別の情報が用いられていることにあると見られる．このような傾向はとくに86年のデータに目立っている．

このような極端なケースを別とすると，実際の社会保険料の支払が推定保険料を上回る第1

図1．86年

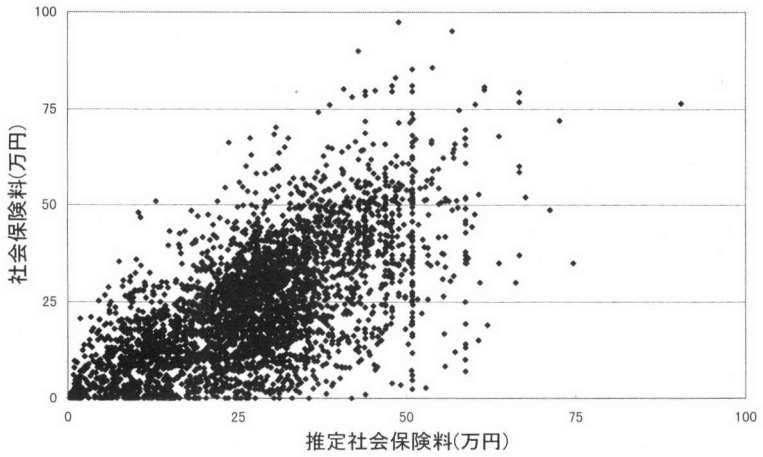

図2．89年

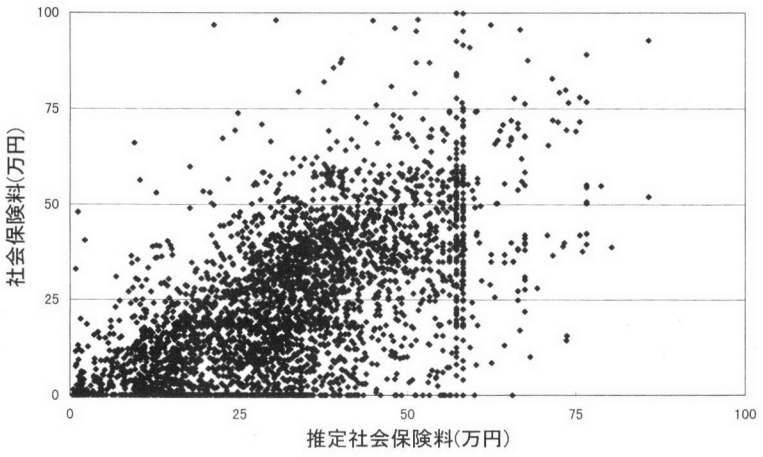

の理由は，滞納保険料の支払であろう．とくに国民年金については，現在では過去24ヶ月分の滞納保険料を支払うことが認められている．実際，1割ていどの世帯は国民年金の保険料を不完全にしか納付していないので，こうした世帯が滞納分を納付すれば，このような現象のかなりの部分を説明できる．第2に，国民健康保険の加入者の中には，医師や弁護士，あるいは建設業など，国民健康保険組合の加入者が含まれていることである．こうした国保組合の保険料率の算定方式は市町村国保とは異なっている可能性が強い[2]．第3に92年以降のデータについては，国民年金基金の影響が考えられる．国民年金基金は89年の年金改正で認められ，それを選択した被保険者は，一定限度内で追加的な保険料を支払うことが認められている．95年の基礎調査を除けば，国民年金基金の加入の有無に関する情報はないので，これによるノイズは除去できない．第4は，推計された推定社会保険料に誤差が含まれていることである．これに基づく誤差は，推定値の両側に分布していると考えられる．

2.2　納付率の分析

2.2.1　納付率の定義

被用者保険が給与をベースとした比例的な保険料を採用しているのに対して，国民健康保険や国民年金の保険料は，定額ないしは，定額的な部分のウェートが高い．このような逆進的な保険料の下では，強制徴収が行われなければ，横断的にみてそれぞれの世帯が支払うべき保険料のうち実際に納付している割合は世帯の負担能力の増加関数となっていると予想される．この割合を納付率として定義すると，それは各世帯が実際に支払った社会保険料を，その世帯が負担すべき社会保険料で割ることによって求めることができる．そして各世帯が負担すべき社会保険料は，一方で，居住市町村，所得，国民健康保険加入者数，固定資産税などの情報から国民健康保険の保険料を算出し，他方で，国民年金加入者数から国民年金の加入者数を算出し，両者の和として求めることができる．

国民健康保険については，マクロ的に見て，

図3. 92年

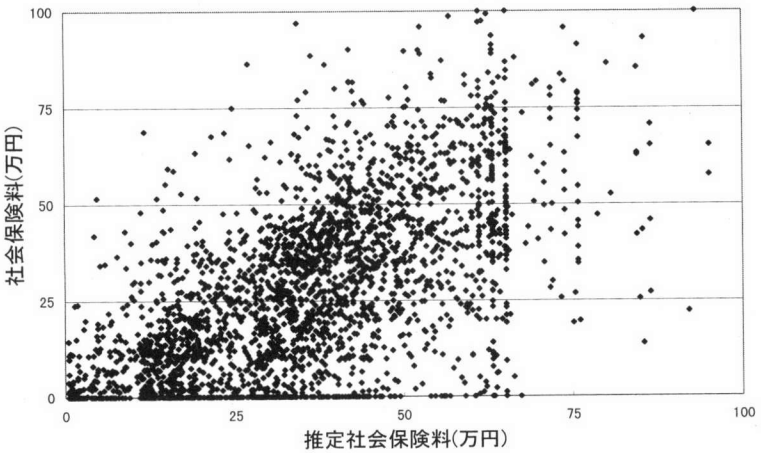

図4. 95年

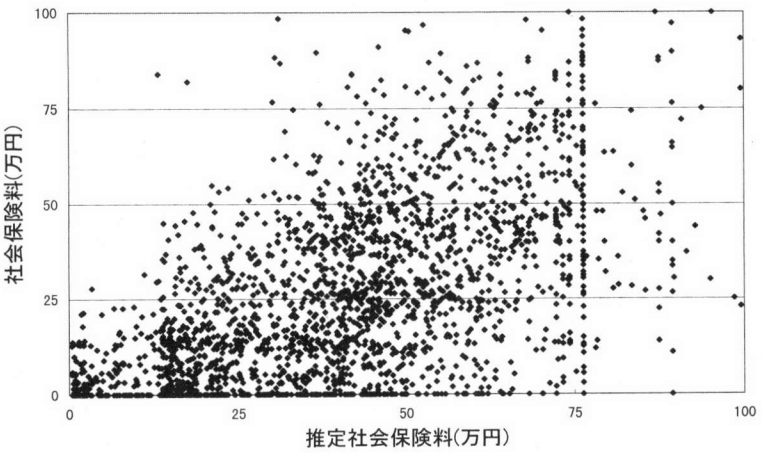

加入対象者がほぼ完全に加入しているため，この推計値をベースとして使用することにあまり問題はない．しかしながら，国民年金では，本来，加入すべき者が加入していないケースがそれほどめずらしくない点である[3]．しかもこのような非加入行動は世帯所得や居住地などの世帯属性によって影響を受けている可能性もある．たとえば，世帯Aは，過去において所得が減少したため国民年金の保険料が払えなくなり，国民年金から脱落したが，国保の保険料だけを完全に払っているとする．これに対して世帯Bは，Aよりも所得が高いために国年からも脱落していないが，どちらの保険料も不完全にしか支払えないものとする．国民年金の加入・非加入の回答を前提にして支払うべき保険料を計算すると，所得の高いBの方が，Aよりも納付率が低いことになり，明らかに不合理である．

このような偏りを補正するための，もっとも単純かつ直接的な方法は，すべての国民健康保険の被保険者に国民年金の保険料が請求されると仮定して推定社会保険料を計算することである．このような推定保険料を完全保険料と呼ぶことにすれば，完全保険料は，世帯の加入・非加入に関する選択の影響を受けないので，操作変数に適している．したがって，この完全保険料で定義し直した納付率を用いた推定は，操作変数法になる．

納付率をこのように定義し直すと，世帯の負担能力を所与として，社会保険料負担が増加すれば，納付率は低下すると予想して，納付率(支払社会保険料÷完全保険料)を被説明変数とした．また，世帯所得や世帯の金融資産を完全保険料で割ったものを主な説明変数とし，それにそのほかの世帯属性を加えた式を推計した．推定に用いた諸変数の記述統計量は表1に示した通りである．

このような世帯属性のほか，説明変数には社会保障の給付水準と完全保険料の比を含むべきものと考えられるが，これは同一年のすべての世帯について同じ値を取るものと仮定して，データ年のダミーを加えることで処理した．最小二乗法による推計を行ったが，不均一分散が認

表1. 非源泉徴収世帯　記述統計量

		Obs	Mean	Std. Dev.
	社会保険料/完全保険料	12897	0.66317	0.51024
	1/完全保険料	12897	0.03715	0.02299
	世帯所得/完全保険料	12897	11.22196	8.76038
	貯蓄(推定値)/完全保険料	12897	3.32238	9.30133
	世帯人員数	12897	2.94883	1.41460
世帯ダミー	単身世帯	12897	0.20865	0.40636
世帯主職業ダミー	一般常雇　30人未満	12897	0.20485	0.40361
	一般常雇　30人以上 or 官公庁	12897	0.05839	0.23448
	一般常雇　その他の形態	12897	0.06040	0.23824
	無職	12897	0.11429	0.31818
	自営など	12897	0.56207	0.49615
配偶者職業ダミー	パート勤め	12897	0.04513	0.20759
	正社員	12897	0.06428	0.24526
	専業主婦・家族内労働など	12897	0.89059	0.31216
世帯主性別ダミー	女性	12897	0.18097	0.38501
世帯主年齢ダミー	20歳～24歳	12897	0.06032	0.23810
	25歳～29歳	12897	0.06025	0.23795
	30歳～34歳	12897	0.09498	0.29320
	35歳～39歳	12897	0.14228	0.34935
	40歳～44歳	12897	0.17252	0.37785
	45歳～49歳	12897	0.16329	0.36965
	50歳～54歳	12897	0.14011	0.34711
	55歳～59歳	12897	0.16624	0.37231
居住地ダミー	北海道	12897	0.05435	0.22672
	東北	12897	0.09072	0.28722
	関東I	12897	0.24649	0.43098
	関東II	12897	0.08141	0.27348
	北陸	12897	0.03326	0.17933
	東海	12897	0.11460	0.31855
	近畿I	12897	0.11514	0.31921
	近畿II	12897	0.02218	0.14726
	中国	12897	0.04699	0.21162
	四国	12897	0.03854	0.19249
	北九州	12897	0.08056	0.27217
	南九州	12897	0.07575	0.26461
	政令指定都市	12897	0.22183	0.41550
	人口15万以上の市	12897	0.29588	0.45646
	人口5万-15万の市	12897	0.19966	0.39976
	5万未満の市	12897	0.06637	0.24894
	町村	12897	0.21625	0.41170
調査年ダミー	86年調査	12897	0.29154	0.45449
	89年調査	12897	0.28131	0.44965
	92年調査	12897	0.22602	0.41827
	95年調査	12897	0.20113	0.40086
世帯主生年ダミー	1926～30年生まれ	12897	0.04784	0.21344
	31～35年生まれ	12897	0.10917	0.31187
	36～40年生まれ	12897	0.14717	0.35429
	41～45年生まれ	12897	0.16004	0.36665
	46～50年生まれ	12897	0.18834	0.39100
	51～55年生まれ	12897	0.13468	0.34140
	56～60年生まれ	12897	0.08304	0.27596
	61～65年生まれ	12897	0.06180	0.24080
	66～70年生まれ	12897	0.04513	0.20759
	71～75年生まれ	12897	0.02280	0.14926
健康意識ダミー	健康意識ふつう以上	12897	0.88912	0.31399
	健康意識やや悪	12897	0.09933	0.29911
	健康意識悪	12897	0.01155	0.10687
	ln(所得)	12897	5.68336	0.81558
	ln(去年の所得)	12897	3.13557	2.42400

められたため，調査年・所得階級別に分散をコントロールした一般化最小二乗法(GLS)による推計を行った．その結果を表2に示している．

2.2.2　推定結果

(1)一般化最小二乗法で推定された式の両辺に完全保険料を乗じると，世帯所得が1万円増加した時，社会保険料支払い額は224円増加する．他方，世帯の金融資産が1万円増えると，社会保険料支払い額は138円減少する．

(2)また，単身世帯は非単身世帯に対して14%も納付率が高い．世帯人数が一人増えると納付率は3.6%も低下する．世帯属性について，世帯主の職業には有意なものが多いが，自営の場合に比べると全て負となっている．とくに世帯主が無職の場合には，納付率は19%も低くなっている．また，世帯主の年齢については，20歳から24歳までの世帯のみ，納付率が20%近くも低くなっている．世帯主の配偶者については有意なものはない．居住地域に関

表 2. 非源泉徴収世帯 GLS 推定

Log likelihood＝3992.1983
Number of obs＝12897

ダミー変数の基準世帯
非単身世帯
世帯主 の職業が自営業種・家族従業者・役員
配偶者 の職業が自営業種・家族従業者・役員または仕事なし
世帯主 が男性
世帯主 年齢 45 歳～49 歳
関東 I(埼玉・千葉・東京・神奈川)世帯
人口 5 万以上 15 万未満の市町村の世帯
1986(S 61)調査世帯
世帯主 1946～1950 年生まれ
世帯主 健康意識 よい・まあよい・普通・不詳

被説明変数	社会保険料/完全保険料	Coef.	Std. Err.	z	P>|z|
	1/完全保険料	−7.12825	0.32300	−22.069	0.000
	世帯所得/完全保険料	0.02243	0.00098	22.971	0.000
	貯蓄(推定値)/完全保険料	−0.01376	0.00099	−13.846	0.000
	世帯人員数	−0.03630	0.00437	−8.307	0.000
世帯ダミー	単身世帯	0.14417	0.01649	8.742	0.000
世帯主職業ダミー	一般常雇 30 人未満	−0.09569	0.01089	−8.785	0.000
	一般常雇 30 人以上 or 官公庁	−0.04498	0.01730	−2.601	0.009
	一般常雇 その他の形態	−0.15995	0.01724	−9.277	0.000
	無職	−0.18844	0.01470	−12.817	0.000
配偶者職業ダミー	パート勤め	0.00529	0.01903	0.278	0.781
	正社員	0.01286	0.01660	0.774	0.439
世帯主性別ダミー	女性	−0.01752	0.01214	−1.443	0.149
世帯主年齢ダミー	20 歳～24 歳	−0.18675	0.06043	−3.090	0.002
	25 歳～29 歳	−0.04404	0.04849	−0.908	0.364
	30 歳～34 歳	−0.01078	0.03662	−0.294	0.768
	35 歳～39 歳	0.00331	0.02616	0.126	0.899
	40 歳～44 歳	0.00485	0.01760	0.276	0.783
	50 歳～54 歳	−0.02627	0.01901	−1.382	0.167
	55 歳～59 歳	−0.01571	0.02753	−0.571	0.568
居住地ダミー	北海道	−0.07133	0.01898	−3.759	0.000
	東北	−0.01446	0.01600	−0.904	0.366
	関東 II	−0.01390	0.01656	−0.840	0.401
	北陸	−0.03807	0.02318	−1.642	0.101
	東海	−0.00767	0.01416	−0.542	0.588
	近畿 I	−0.04086	0.01424	−2.870	0.004
	近畿 II	−0.03292	0.02779	−1.185	0.236
	中国	0.03791	0.01981	1.913	0.056
	四国	−0.05184	0.02194	−2.363	0.018
	北九州	−0.03738	0.01616	−2.313	0.021
	南九州	−0.06026	0.01715	−3.514	0.000
	政令指定都市	−0.02029	0.01254	−1.619	0.105
	人口 15 万以上の市	−0.02371	0.01126	−2.105	0.035
	5 万未満の市	0.04011	0.01770	2.266	0.023
	町村	0.05611	0.01239	4.530	0.000
調査年ダミー	89 年調査	−0.11569	0.01253	−9.231	0.000
	92 年調査	−0.12656	0.01710	−7.401	0.000
	95 年調査	−0.24026	0.02285	−10.516	0.000
世帯主生年ダミー	1926～30 年生まれ	0.11596	0.05483	2.115	0.034
	31～35 年生まれ	0.06243	0.04534	1.377	0.169
	36～40 年生まれ	0.05901	0.03589	1.644	0.100
	41～45 年生まれ	0.02280	0.02659	0.858	0.391
	51～55 年生まれ	0.00615	0.01774	0.347	0.729
	56～60 年生まれ	−0.03747	0.02158	−1.736	0.082
	61～65 年生まれ	−0.07250	0.03211	−2.258	0.024
	66～70 年生まれ	−0.06326	0.04397	−1.439	0.150
	71～75 年生まれ	−0.06518	0.05623	−1.159	0.246
健康意識ダミー	健康意識やや悪	−0.03230	0.01288	−2.507	0.012
	健康意識悪	−0.13645	0.03623	−3.766	0.000
定数項		0.98979	0.04408	22.455	0.000

注) 分散は，調査年 4 種類，
所得階級 7 種類(100 万未満・100-200・200-300・300-400・400-500・500－1000・1000 万以上)
のクロス 28 種類に分割(推定値省略)．

しての納付率については，北海道は関東Iに比べて7%ほど低くなっている．南九州も6%低くなっている．都市規模については人口5万以上15万未満の市と比較すると，人口5万未満の市と町村部は，それぞれ，4%，6%ほど高くなっている．

(3)定数項から基準となる世帯の1986年の納付率は99%となっているが，これと比べると，89年には12%，92年は13%，95年は24%，それぞれ低い結果となっている．このように86年から95年の間に平均的には20%以上の納付率の低下が見られるが，さらにこの間のコホート間では，たとえば，1941-1945年生まれの納付率と，それから20年後に生まれたコホートの納付率を比較すると，約10%ちかく(−0.0725 - 0.0228)低下している．したがって，1986年から95年までの変化により，長期的には30%近く，納付率が低下する可能性があると言えよう．

2.2.3　規定保険料の納付行動に関する分析

しかしながら，推計に用いた納付率のデータによれば，かなりの世帯が推定保険料の100%以上の保険料を支払っている．上の表2の推定で得られたパラメターにはこのような規定以上の保険料の支払行動が反映されているので，この中から規定保険料だけを取り出して，その支払行動のパラメターを推定してみよう．とくに保険料負担が増大する中で，規定保険料を不完全にしか支払えない低所得世帯の行動がどのように変化しているか，あるいは，保険料をまったく納付しない世帯がどのような世帯であり，その割合がどのように変化してきているのか，どちらもわが国の社会保険制度の将来を占う上で，きわめて重要な情報である．

このような分析のために，私たちはHeckmanモデルを拡張した推計を行った．具体的には，最尤法により，社会保険料を(1円でも)支払うかどうかについてのProbitモデルと，保険料を支払った世帯について，保険料のどれだけの割合を支払うかのTobitモデルとを，同時に推定した．このTobitモデルでは，推定納付率が100%以上の世帯はすべて100%として扱うright-censoringを施した．この結果を表3と表4に示している．

〈Probit部分〉

(1)前年に保険料を(1円でも)支払ったかどうかを決定するProbit部分(Heckmanモデルのいわゆる Selection部分)において，もっとも重要な正の影響を及ぼす世帯属性変数は(対数化した)前々年の所得であるが，前年の所得と，世帯人員数がこれに次ぐ．地域では，北海道と東北，近畿以西の地域で有意に高い．

(2)これに対して，世帯属性では世帯主の無職ダミーと世帯人員数が納付する確率に重要なマイナスの影響を及ぼしており，前者がマイナス8%，後者が一人につきマイナス4%である．

(3)納付するかどうかの決定にマイナスの影響を及ぼす，もっとも重要な変数は1989年以降の調査年ダミーである．調査年ダミーの納付確率に及ぼす限界効果を計算すると，86年に比べて89年は−14%，92年は−12%，95年は−9%と，その値は年とともに小さくなる傾向がある．しかし，この間のコホートの違いを見ると，生れ年が新しくなるにつれて，ダミーの係数がプラスからマイナスに変化している．たとえば1941年から45年の間に生まれたコホートを20年後に生まれたコホートと比較すると，61年から65年生まれダミーの納付確率に及ぼす限界効果を計算すると，−13%にも達している．したがって，長期的に見て，全く納付しない確率は，この間に20%以上，増加している可能性がある．

〈Tobit部分〉

(1)規定保険料部分の納付率について，世帯の経済的な属性では，世帯所得がもっとも重要なプラスの影響力を持つが，貯蓄残高は所得の半分よりも少し大きなマイナスの影響力を持つ．世帯主の職業では，世帯主

表 3. probit & tobit 同時推定(tobit 上限= 1) tobit 部分(回帰部分)

Log likelihood＝−3339.2445　　ダミー変数の基準世帯は
Number of obs＝12897　　表 2 と同様

被説明変数	社会保険料/完全保険料	Coef.	Std. Err.	z	P>|z|
	1/完全保険料	−3.72903	0.30587	−12.191	0.000
	世帯所得/完全保険料	0.00755	0.00070	10.760	0.000
	貯蓄(推定値)/完全保険料	−0.00455	0.00067	−6.814	0.000
	世帯人員数	0.10346	0.01358	7.618	0.000
世帯ダミー	単身世帯	−0.01027	0.00340	−3.022	0.003
世帯主職業ダミー	一般常雇　30 人未満	−0.04311	0.00857	−5.032	0.000
	一般常雇　30 人以上 or 官公庁	−0.00373	0.01378	−0.271	0.787
	一般常雇　その他の形態	−0.05679	0.01398	−4.063	0.000
	無職	−0.04807	0.01295	−3.712	0.000
配偶者職業ダミー	パート勤め	−0.01247	0.01499	−0.832	0.405
	正社員	0.00857	0.01307	0.656	0.512
世帯主性別ダミー	女性	−0.02419	0.01064	−2.274	0.023
世帯主年齢ダミー	20 歳〜24 歳	−0.03366	0.05129	−0.656	0.512
	25 歳〜29 歳	−0.09285	0.03945	−2.354	0.019
	30 歳〜34 歳	−0.04915	0.02986	−1.646	0.100
	35 歳〜39 歳	0.00121	0.02130	0.057	0.955
	40 歳〜44 歳	0.00260	0.01433	0.181	0.856
	50 歳〜54 歳	−0.01464	0.01538	−0.952	0.341
	55 歳〜59 歳	−0.03117	0.02253	−1.383	0.167
居住地ダミー	北海道	−0.00134	0.01470	−0.091	0.927
	東北	−0.00031	0.01323	−0.023	0.981
	関東II	0.00238	0.01385	0.172	0.863
	北陸	0.02994	0.01970	1.520	0.129
	東海	0.02353	0.01161	2.026	0.043
	近畿 I	0.00653	0.01138	0.574	0.566
	近畿II	0.00491	0.02077	0.236	0.813
	中国	0.04981	0.01716	2.903	0.004
	四国	−0.00624	0.01775	−0.351	0.725
	北九州	0.00119	0.01285	0.093	0.926
	南九州	−0.02884	0.01373	−2.100	0.036
	政令指定都市	−0.01407	0.01014	−1.388	0.165
	人口 15 万以上の市	−0.01117	0.00912	−1.225	0.221
	5 万未満の市	−0.00136	0.01419	−0.096	0.924
	町村	0.01147	0.01016	1.128	0.259
調査年ダミー	89 年調査	−0.02745	0.01052	−2.610	0.009
	92 年調査	−0.03546	0.01418	−2.501	0.012
	95 年調査	−0.12576	0.01884	−6.677	0.000
世帯主生年ダミー	1926〜30 年生まれ	0.03641	0.04496	0.810	0.418
	31〜35 年生まれ	0.00515	0.03718	0.139	0.890
	36〜40 年生まれ	0.01324	0.02938	0.451	0.652
	41〜45 年生まれ	0.01090	0.02176	0.501	0.616
	51〜55 年生まれ	−0.00210	0.01412	−0.148	0.882
	56〜60 年生まれ	0.01791	0.01704	1.051	0.293
	61〜65 年生まれ	0.02261	0.02572	0.879	0.379
	66〜70 年生まれ	0.07787	0.03730	2.088	0.037
	71〜75 年生まれ	0.13867	0.05635	2.461	0.014
健康意識ダミー	健康意識やや悪	−0.03063	0.01037	−2.954	0.003
	健康意識悪	−0.06817	0.02673	−2.550	0.011
定数項		0.73061	0.03585	20.377	0.000

表 4. probit & tobit 同時推定(tobit 上限＝1)　probit 部分(selection 部分)

		Coef.	Std. Err.	z	P>|z|
	ln(所得)	0.12735	0.03168	4.020	0.000
	ln(去年の所得)	0.21073	0.01001	21.049	0.000
	世帯人員数	−0.20648	0.06208	−3.326	0.001
世帯ダミー	単身世帯	0.09137	0.02156	4.237	0.000
世帯主職業ダミー	一般常雇　30 人未満	0.02437	0.04917	0.496	0.620
	一般常雇　30 人以上 or 官公庁	−0.00317	0.07960	−0.040	0.968
	一般常雇　その他の形態	−0.05839	0.06914	−0.845	0.398
配偶者職業ダミー	無職	−0.38142	0.05882	−6.484	0.000
	パート勤め	0.01824	0.09428	0.193	0.847
	正社員	0.08071	0.08653	0.933	0.351
世帯主性別ダミー	女性	0.07591	0.04743	1.601	0.109
世帯主年齢ダミー	20 歳〜24 歳	−0.31329	0.27241	−1.150	0.250
	25 歳〜29 歳	0.38076	0.22739	1.674	0.094
	30 歳〜34 歳	0.24496	0.17780	1.378	0.168
	35 歳〜39 歳	0.11730	0.12981	0.904	0.366
	40 歳〜44 歳	−0.04685	0.08779	−0.534	0.594
	50 歳〜54 歳	−0.16216	0.09440	−1.718	0.086
	55 歳〜59 歳	−0.13755	0.13747	−1.001	0.317
居住地ダミー	北海道	0.29323	0.08719	3.363	0.001
	東北	0.17859	0.07127	2.506	0.012
	関東 II	0.13346	0.07885	1.692	0.091
	北陸	0.11003	0.10795	1.019	0.308
	東海	0.11637	0.06705	1.736	0.083
	近畿 I	0.16058	0.06527	2.460	0.014
	近畿 II	0.35489	0.13791	2.573	0.010
	中国	0.22054	0.09675	2.279	0.023
	四国	0.19411	0.09701	2.001	0.045
	北九州	0.23372	0.07062	3.310	0.001
	南九州	0.31559	0.07655	4.123	0.000
	政令指定都市	0.03750	0.05790	0.648	0.517
	人口 15 万以上の市	−0.07082	0.05176	−1.368	0.171
	5 万未満の市	0.26878	0.08774	3.063	0.002
	町村	0.08744	0.05839	1.498	0.134
調査年ダミー	89 年調査	−0.60327	0.06333	−9.526	0.000
	92 年調査	−0.53291	0.08249	−6.460	0.000
	95 年調査	−0.43119	0.10534	−4.093	0.000
世帯主生年ダミー	1926〜30 年生まれ	0.54535	0.26556	2.054	0.040
	31〜35 年生まれ	0.58483	0.21926	2.667	0.008
	36〜40 年生まれ	0.35869	0.17623	2.035	0.042
	41〜45 年生まれ	0.19252	0.13075	1.472	0.141
	51〜55 年生まれ	0.15223	0.08613	1.767	0.077
	56〜60 年生まれ	−0.24915	0.09936	−2.507	0.012
	61〜65 年生まれ	−0.48022	0.14667	−3.274	0.001
	66〜70 年生まれ	−0.61825	0.19464	−3.176	0.001
	71〜75 年生まれ	−0.54535	0.24583	−2.218	0.027
健康意識ダミー	健康意識やや悪	0.07935	0.05808	1.366	0.172
	健康意識悪	0.18716	0.14746	1.269	0.204
	定数	−0.13844	0.24341	−0.569	0.570
	標準偏差	0.27305			
	相関係数	−0.38033			

が無職のケース，自営業に比べて中小企業の雇用者世帯のケース，では数%ポイントほど低い傾向が見られる．これは資産の蓄積が一定範囲で，社会保険の代替効果を持つことを示しているものと見られる．

(2)世帯主の年齢階層で見ると，(40歳台後半と比べて)30歳台前半までは，5ないし10%ポイントほど納付率が低い．単身世帯の納付率はその他の世帯に比べて10%ポイントも高いが，世帯人員数が一人増えるごとに1%ポイントほど減少する．これは社会保障と家族内相互扶助との代替的な関係を示していると見ることができよう．

(3)社会保険料をいくらかでも納付している世帯については，1986年の納付率は73%であったが，その後，納付率は微減し，とくに1995年には13%も低下した．しかし，probitモデルの推計結果とは異なり，コホートで見た時に，最近のコホートの納付率はむしろ上昇する傾向にある．つまり，若いコホートであっても，いくらかでも納付している世帯については，納付率の低下は見られない．

3. 源泉徴収世帯における社会保険料負担と納付の分析

3.1 推定社会保険料とその誤差

非源泉徴収世帯の社会保険料負担の分析と対比するため，源泉徴収の対象となっている被用者世帯の社会保険料の負担と社会保険のカバレッジについて，同様な分析をしてみよう．まず，医療保険をベースにして，政府管掌健康保険と組合健康保険に属する被保険者世帯を選び，次のように社会保険料負担額を推計した．

(1)被用者のばあい，毎月の社会保険料は標準報酬月額に基づいて源泉徴収され，さらにボーナスから特別保険料が徴収される．特別保険料率は通常の保険料率とは著しく異なるので，給与所得からボーナス部分を区別する必要がある．標準報酬月額は毎年の5，6，7月の平均給与額に等しいが，基礎調査にはとくに標準報酬月額のデータはない．

(2)そこで，「賃金センサス」の企業規模，年齢階層，性別から，年間所得に占める賞与の割合を計算し，それを1から差し引いたものを各個人の年間給与所得額に乗じて得た金額を，その個人の通常の保険料のタックスベース(年間)とした．

(3)これに各年の健康保険の保険料率と，厚生年金の保険料率を乗じて，世帯の社会保険料の推定額を得た．政府管掌健康保険の被保険者は法定保険料率の1／2を用い，組合健康保険の被保険者は全組合の被用者負担率の平均値を使用した．このほかに，ボーナスから支払われる特別保険料を考慮するが，失業保険の保険料は小額なので無視した．

(4)この推定保険料と「真の」保険料との誤差の原因として，①給与所得からボーナスの推定額を差し引いて得られた金額と標準報酬月額の12倍との間の誤差，②各組合健康保険の保険料率と平均保険料率の差による誤差，③医療保険に関して，前年から回答時点までの地位の変動による誤差の三つが考えられる．以下において，基礎調査のデータによる各被用者世帯の社会保険料負担額と，この推定保険料の比率を「徴収率」と呼ぶことにする．

3.2 被用者の徴収率に関する分析

表5と表6は，2と同じ形式で，推定を行った結果をまとめたものである．また2と同様に，最小二乗法の推定結果には不均一分散が疑われたので，GLSによる推定結果を報告している．この結果によれば，

(1)世帯所得に関する係数は-1.75×10^{-5}と極めて小さな負の値となっている．これは次のような事情による．すなわち，各年度の民間の被用者の厚生年金の保険料率は均一であり，医療保険についても私たちのデータには政管健保と組合健保(平均)の二つの保険料率しかない．したがって，各年の世帯所得／保険料比の世帯間の変動は，分

子の所得にどれだけ給与所得以外の所得が含まれているか，あるいは標準報酬の対象とならない労働所得があるか，にかかる．したがってこの結果は，①給与所得以外の所得がある世帯では，社会保険料の所得に対する徴収率が小さいこと，②(限度額を超える給与所得などの)標準報酬以外の労働所得がある世帯では，社会保険料の所得に対する徴収率が小さいこと，の二点を意味する．資産の所得倍率の係数は安定しておらず，統計的にも有意ではない．

(2)世帯属性については，被用者の単身世帯の負担率は他の世帯に比べて4%ほど低く，さらに世帯人数が一人増えるごとに1%ポイントほど低下する．また，女性世帯では4%ポイントほど徴収率が低い．また，配偶者が仕事をしている場合も，徴収率は2%ほど低い．年齢階層については，世帯主が20-24歳では17%，25-29歳では10%ほど，それぞれ徴収率が低いが，35歳以上では，世帯主の年齢の違いは統計的に有意ではなくなる．多くの地域ダミーは，首都圏に比較して，統計的に有意なプラスの係数を持つが，その大きさは最大でも4.5%ていどである．こうした現象の多くは，都市部で，とくに若者や女性に対して，社会保障負担を伴わない労働機会がふんだんにあることと関連している可能性があるが，正確なことは解らない．

(3)基準となる1986年の負担率が1.15と100%を超えているが，これは世帯所得の係数がマイナスであることを反映しているに過ぎない．もっとも注目すべき結果は，被用者についても，1995年に−12%の低下が起こっていることである．しかしながら，コホート間の違いがほとんど統計的な有意性を持っていない点は，非源泉徴収世帯とは異なる．私たちの標本は，それぞれの調査年において，世帯主が被用者健康保険の被保険者(本人)であることを条件としている．したがって，このような徴収率の低下と整合的な説明としては，①労働市場の流動化が進み新しく企業に雇用された労働者が，それまで臨時や短期の労働者として働いていた確率が高くなっていること，②同一世帯内の常雇用の家族が，保険料率の引き上げに伴い，常雇用の立場を捨てて，臨時や短期の雇用を選択したこと，などが考えられる．これに対して，③企業が常雇用の労働者の社会保険料負担を削減するために賞与の割合を増やした，という可能性はあまり大きくないであろう．しかしながら，これらの点については，より詳細な研究が必要である．

4. 結論

1986年から1995年の間に，ほとんどすべての社会保険の保険料は急速に引き上げられた．国民年金の保険料に関しては，86年1月の月額6,740円から95年1月の12,300円に引き上げられた．こうした保険料の引き上げは，すべて高齢化の進展に伴う給付コストの増大を賄うためのものであり，給付水準の改善を伴うものではなかった．負担だけが増えた結果，現役の被保険者にとって，この期間，社会保険の純便益は大幅に減少した．このような変化を背景に，私たちの推計結果から，86年から95年にかけて自営業などの非源泉徴収世帯に起こったことについて考えられることをまとめると，

(1)1986年から95年の間に，こうした世帯の社会保険の保険料は約50%ほど引き上げられたが，世帯所得の上昇率はこの半分に過ぎなかった．結果的に，社会保険料の実際の納付額は世帯所得の増加に見合ったものにとどまり，保険料の納付率は平均で24%ポイントも低下した．

(2)このほかに，1960年以降生まれのコホートは，それ以前のコホートに比べて10%ポイントほど納付率が低いと見られるため，長期的には30%ポイントほど，納付率が低下した可能性がある．最近のコホートでは，社会保険料をまったく納めない世帯が増加しているために，このような納付率の低下が起こっている．

表 5. 被用者世帯 記述統計量

		Obs	Mean	Std. Dev.
	社会保険料/完全保険料	38216	1.017427	0.732320
	1/完全保険料	38216	0.027017	0.018815
	世帯所得/完全保険料	38216	14.072550	12.190230
	貯蓄(推定値)/完全保険料	38216	11.253760	20.237840
	世帯人員数	38216	3.409436	1.344792
世帯ダミー	単身世帯	38216	0.111341	0.314558
配偶者職業ダミー	パート勤め	38216	0.082688	0.275414
	正社員	38216	0.292286	0.454819
	専業主婦・家族内労働など	38216	0.625026	0.484123
世帯主性別ダミー	女性	38216	0.061964	0.241093
世帯主年齢ダミー	20 歳～24 歳	38216	0.027240	0.162784
	25 歳～29 歳	38216	0.075963	0.264942
	30 歳～34 歳	38216	0.119897	0.324846
	35 歳～39 歳	38216	0.157238	0.364030
	40 歳～44 歳	38216	0.178302	0.382772
	45 歳～49 歳	38216	0.171813	0.377223
	50 歳～54 歳	38216	0.149545	0.356629
	55 歳～59 歳	38216	0.120002	0.324968
居住地ダミー	北海道	38216	0.054192	0.226399
	東北	38216	0.065784	0.247907
	関東 I	38216	0.251125	0.433666
	関東 II	38216	0.078266	0.268593
	北陸	38216	0.047886	0.213527
	東海	38216	0.137927	0.344827
	近畿 I	38216	0.128114	0.334221
	近畿 II	38216	0.023001	0.149908
	中国	38216	0.065653	0.247678
	四国	38216	0.031636	0.175031
	北九州	38216	0.074262	0.262200
	南九州	38216	0.042155	0.200946
	政令指定都市	38216	0.206589	0.404863
	人口 15 万以上の市	38216	0.343861	0.475002
	人口 5 万-15 万の市	38216	0.223702	0.416730
	5 万未満の市	38216	0.051235	0.220480
	町村	38216	0.174613	0.379641
調査年ダミー	86 年調査	38216	0.246284	0.430852
	89 年調査	38216	0.266799	0.442292
	92 年調査	38216	0.261226	0.439308
	95 年調査	38216	0.225691	0.418042
世帯主生年ダミー	1926～30 年生まれ	38216	0.023289	0.150821
	31～35 年生まれ	38216	0.085383	0.279455
	36～40 年生まれ	38216	0.146745	0.353856
	41～45 年生まれ	38216	0.172389	0.377723
	46～50 年生まれ	38216	0.190130	0.392409
	51～55 年生まれ	38216	0.151246	0.358293
	56～60 年生まれ	38216	0.108567	0.311099
	61～65 年生まれ	38216	0.077245	0.266984
	66～70 年生まれ	38216	0.035273	0.184472
	71～75 年生まれ	38216	0.009734	0.098182
健康意識ダミー	健康意識ふつう以上	38216	0.918228	0.274021
	健康意識やや悪	38216	0.077062	0.266693
	健康意識悪	38216	0.004710	0.068469

表 6. 被用者世帯　GLS 推定

Log likelihood＝−3262.5162　　ダミー変数の基準世帯については
Number of obs＝38216　　世帯主の職業がないこと以外，表 2 と同様

被説明変数	社会保険料/完全保険料	Coef.	Std. Err.	z	P>|z|
	1/完全保険料	−0.02962	0.00166	−17.876	0.000
	世帯所得/完全保険料	−1.75E-05	3.15E-06	−5.556	0.000
	貯蓄(推定値)/完全保険料	1.23E-06	1.57E-06	0.784	0.433
	世帯人員数	−0.00928	0.00333	−2.788	0.005
世帯ダミー	単身世帯	−0.04342	0.01372	−3.164	0.002
配偶者職業ダミー	パート勤め	0.01558	0.01180	1.320	0.187
	正社員	−0.01592	0.00765	−2.081	0.037
世帯主性別ダミー	女性	−0.02712	0.01465	−1.851	0.064
世帯主年齢ダミー	20 歳〜24 歳	−0.17237	0.05399	−3.192	0.001
	25 歳〜29 歳	−0.09638	0.04126	−2.336	0.019
	30 歳〜34 歳	−0.08696	0.03190	−2.726	0.006
	35 歳〜39 歳	−0.02704	0.02286	−1.183	0.237
	40 歳〜44 歳	−0.01571	0.01505	−1.044	0.297
	50 歳〜54 歳	−0.00151	0.01615	−0.094	0.925
	55 歳〜59 歳	−0.00423	0.02475	−0.171	0.864
居住地ダミー	北海道	−0.03107	0.01509	−2.059	0.039
	東北	0.02182	0.01398	1.561	0.119
	関東 II	0.02650	0.01357	1.952	0.051
	北陸	0.02450	0.01635	1.498	0.134
	東海	−0.00991	0.01092	−0.907	0.364
	近畿 I	0.04529	0.01127	4.017	0.000
	近畿 II	−0.00036	0.02243	−0.016	0.987
	中国	0.01935	0.01403	1.379	0.168
	四国	0.03315	0.01903	1.742	0.081
	北九州	0.00251	0.01305	0.193	0.847
	南九州	−0.01125	0.01646	−0.683	0.494
	政令指定都市	0.00421	0.01014	0.416	0.678
	人口 15 万以上の市	0.00204	0.00868	0.235	0.814
	5 万未満の市	0.01080	0.01554	0.695	0.487
	町村	0.00414	0.01019	0.406	0.685
調査年ダミー	89 年調査	−0.03445	0.01118	−3.080	0.002
	92 年調査	0.00136	0.01543	0.088	0.930
	95 年調査	−0.11610	0.01936	−5.997	0.000
世帯主生年ダミー	1926〜30 年生まれ	0.05500	0.05236	1.050	0.294
	31〜35 年生まれ	−0.00635	0.04121	−0.154	0.878
	36〜40 年生まれ	0.00750	0.03204	0.234	0.815
	41〜45 年生まれ	0.00886	0.02319	0.382	0.702
	51〜55 年生まれ	0.01174	0.01482	0.792	0.428
	56〜60 年生まれ	0.00518	0.01615	0.321	0.748
	61〜65 年生まれ	−0.00606	0.02465	−0.246	0.806
	66〜70 年生まれ	0.05064	0.03559	1.423	0.155
	71〜75 年生まれ	0.08608	0.05318	1.619	0.106
健康意識ダミー	健康意識やや悪	−0.00157	0.01193	−0.131	0.896
	健康意識悪	0.06363	0.04650	1.368	0.171
定数項		1.15712	0.03413	33.908	0.000

注)　分散は,調査年 4 種類.
　　所得階級 7 種類(100 万未満・100-200・200-300・300-400・400-500・500-1000・1000 万以上)
　のクロス 28 種類に分割(推定値省略).

これに対して，

(3)被用者世帯においても，1986年から95年の間に，給与所得に対する社会保険料の徴収率は10%以上も低下した．しかし，被用者世帯については，世帯主が30歳代前半までの世帯からの徴収率が低い反面，コホート間の徴収率の違いは，統計的にはほとんど有意性をもっていない．

このような現象は，被用者世帯においても，労働市場の流動化が進行したことや，社会保険の強制加入の対象となっていない労働機会が選択的に増加したことなどから，給与所得に対する社会保険料負担が低下したことを示唆していると言えるのではないだろうか．

このように，私たちの推計結果によれば，非源泉徴収世帯においては，社会保険負担の急速な増大が納付率を2割以上も低下させたばかりでなく，若い世代を中心に社会保険からのドロップアウトを発生させている．この反面，被用者世帯についても，労働市場の流動化と社会保険料負担の増大が，これまで安定していた源泉徴収制度についても，その穴を拡大しはじめている．どちらも，本格的な高齢化時代を迎える前に，現行の社会保障の財源制度を抜本的に見直すことが不可欠であることを示唆していると言えよう．

(法政大学経済学部・日本経済研究センター／
日本経済研究センター医療チーム)

注

1) 本研究は，「高齢化社会における公私の役割分担に関する研究報告書」(高齢福祉研究会)，第2章「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」にもとづくものである．

2) なお，1995年のデータから国保組合と市町村国保とを識別できるようになったが，今回の推計では国保組合を区別しなかった．

3) もっとも公的な統計によれば，平成7年度の国民年金の1号被保険者数は18,746千人とされ，このうち60歳以上の被保険者数を約281千人と見込むと，20歳から59歳までの被保険者数は18,465千人となる．これに対して，20歳から59歳までの国民健康保険の被保険者数は18,880千人であるから，非加入者はわずかに415千人にすぎない．この公式統計は基礎調査の集計と比較しても，明らかに現実を反映していないように見える．

参 考 文 献

小椋正立・千葉友太郎(1991)「公平性から見たわが国の社会保険料負担について」，『フィナンシャルレビュー』19号，pp. 27-53.

角田 保，小椋正立(1998)「市町村国保の保険料負担の現状と改革」，『国民健康保険と地方財政に関する研究』第4章，財政経済協会．

Greene, William (1997) *Econometric Analysis 3rd Edition*, MacMillan.